

第二次下野市教育振興計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

～文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり～



児童表彰式

令和3年3月
下野市教育委員会

〈 目 次 〉

序論

第1章 教育振興計画策定の趣旨	1
第2章 教育振興計画の位置づけと計画期間	2
第3章 E S D (持続可能な開発のための教育) を通した S D G s (持続可能な開発目標) の達成	3
第4章 第一次下野市教育振興計画《平成28(2016)年度～平成32(2020) 年度》の取組状況と課題.....	5

教育振興計画

第1章 教育振興計画の体系	13
第2章 分野別取組方針	14
1 学校教育についての取組方針.....	15
2 生涯学習についての取組方針.....	31
3 文化・芸術についての取組方針.....	42
4 スポーツについての取組方針.....	54
第3章 教育振興計画の進行管理.....	63

序論

第1章 教育振興計画策定の趣旨

平成27（2015）年4月、教育の中立性と継続性・安定性を確保しながら、教育行政における責任の明確化、市長と教育委員会の連携強化の抜本的な改革を行うことを目的とした「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことにより、同年6月、同法に基づき「下野市総合教育会議」が設置され、本市の実情を反映した「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について、市長と教育委員会が協議・合意を重ねながら、平成28（2016）年3月に「下野市教育大綱《平成28（2016）年度～平成32（2020）年度》」（以下、「第一次下野市教育大綱」という。）が策定されました。

同じ時期に、本市において、「第二次下野市総合計画」が策定され、具体的な施策を推進するための前期基本計画が、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間と設定されました。

これらの経緯を踏まえ、「第二次下野市総合計画（前期基本計画）」及び「第一次下野市教育大綱」との整合性を図るとともに、教育分野の中長期的な計画が必要であるとの見地から、「下野市教育振興計画《平成28（2016）年度～令和2（2020）年度》」（以下、「第一次下野市教育振興計画」という。）が策定されました。

「第二次下野市総合計画（前期基本計画）」及び「第一次下野市教育大綱」が令和2（2020）年度で終了を迎えることから、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第二次下野市総合計画（後期基本計画）」及び「第二次下野市教育大綱」を策定します。

教育振興計画においても、令和2（2020）年度で終了を迎えることとなります。現在、人口減少、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症への対応などによる安全・安心意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢も目まぐるしく変化しています。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、「第一次下野市教育振興計画」の実施状況について点検・見直しを行い、「第二次下野市総合計画（後期基本計画）」及び「第二次下野市教育大綱」との整合性を図りながら、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第二次下野市教育振興計画」を策定します。

今後とも、教育委員会及び学校・家庭・地域が一体となって、計画に掲げた取組を効率的、効果的に推進していきます。

第2章 教育振興計画の位置づけと計画期間

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興計画として、平成30（2018）年6月に策定された「国の教育振興基本計画（第3期）」を参照しつつ、本市の教育振興を図るために定める基本的な計画です。

「第二次下野市教育大綱」の計画期間が令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間であることから、概ね5年間を展望した計画となっています。ただし、社会的環境や制度等の大幅な変更が生じた場合は、計画期間にかかわらず修正等を行い、計画を見直します。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の

振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、
基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

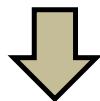
2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

[教育振興計画の位置づけ]

第二次下野市総合計画

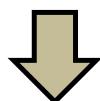
- ・基本構想（計画期間10年）：平成28年度～平成37年度
- ・前期基本計画（計画期間5年）：平成28年度～平成32年度
- ・後期基本計画（計画期間5年）：令和3年度～令和7年度

目標 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり



第二次下野市教育大綱

- ・計画期間5年：令和3年度～令和7年度



第二次下野市教育振興計画

- ・計画期間5年：令和3年度～令和7年度



教育委員会各課の分野別計画

第3章 E S D（持続可能な開発のための教育）を通した S D G s（持続可能な開発目標）の達成

E S D（持続可能な開発のための教育）とは、Education for Sustainable Developmentの略称です。世界には、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題がありますが、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変えていくことが必要とされています。

下野市内小中学校では、これまでにも、環境学習、国際理解、防災学習をはじめとするE S Dの基本的な考え方に基づく様々な教育活動に取り組みました。このような取組は持続可能な社会づくりの担い手を育む教育につながっています。

S D G s（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「誰一人残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために令和12（2030）年を年限として定めた17の国際目標（下図のとおり）のことです。



目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	目標2 飢餓をゼロに	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	目標6 すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
目標7 手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する	目標9 レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る
目標10 国内および国家間の不平等を是正する	目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	目標12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	目標14 海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	目標15 森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する	目標17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する	

そのなかで、教育に関する目標を掲げているのが、目標4「質の高い教育をみんなに」であり、10のターゲットからなっています。ターゲット4.7では、以下のとおり E S D が位置付けられています。

目標4 ターゲット4.7

令和12（2030）年までに、**持続可能な開発のための教育**及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するため必要な知識及び技能を習得できるようにする。

このように、前述のE S D が全てのS D G s の基礎であり、E S D をより一層推進することがS D G s 達成につながっていることがわかります。平成31（2019）年度から開始となった新学習指導要領前文にも「持続可能な社会の創り手」を育てるという理念が明確に示されています。

本市の小中学校において、今後も持続可能な社会の担い手となることを目指した教育を進めていくためにも、S D G s の考え方を本計画に位置付け、教育活動との関連を図ることとしました。



E S D の概念図

第4章 第一次下野市教育振興計画《平成28(2016)年度～平成32(2020)年度》の取組状況と課題

第一次下野市教育振興計画では、「第二次下野市総合計画（前期基本計画）」の教育文化分野の施策大綱である「文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり」を受け、前期基本計画で実施していく基本施策「将来を担う人づくり」、「生涯にわたり学べる機会づくり」、「文化芸術と文化遺産による豊かに生活環境づくり」、「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり」からの、それぞれの5年間で目指すべき姿「学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり」、「市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり」、「市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり」、「市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり」の下、全部で17の目指すべき方向性を定め、様々な事業に取り組みました。

ここでは、目指すべき方向性ごとに、その主な成果と、今後の課題を示します。

1 学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

(1) 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育む、創意ある教育活動を展開します。

◆主な成果

○道徳教育・人権教育の充実

教育活動全体を通して道徳教育の充実を図るとともに、人権に配慮した児童生徒への対応に努めている学校が多くみられました。

○ふるさと学習・家庭教育の推進

総合的な学習等を通して、学校独自に地域を学ぶ学習を進めています。一方、教職員評価の結果からも、保護者への啓発活動に関しては、十分であると捉えている学校は少ない傾向にあります。

◆今後の課題

○道徳教育・人権教育の充実

道徳教育については、学校教育活動全体を通して取り組んでいくこと、人権意識についても日々の教育活動を通して涵養を図れるよう継続的な指導が必要です。

○ふるさと学習・家庭教育の推進

教育活動全体を通して、ふるさと学習との関連を意識した学習が進められるよう、全体計画等への位置付けが必要です。また保護者会や家庭教育学級等を活用して、学習内容や情報化社会における対応の在り方について、保護者の理解や協力を得られるよう努めていく必要があります。

(2) 思考力・判断力・表現力を身に付けるため、その基礎となる学力の向上に努めます。

◆主な成果

○英語教育を含む国際教育の推進

国際教育に関する教職員の意識や英語教育の推進に対する取組について、年々意識が高まり、校内での研修などに取り組んでいる学校もみられます。

○理科、情報教育の推進

理科では、観察・実験の技能の習得を図るため、小中一貫教育の視点からカリキュラムを見直しました。また、Pepper 等を活用してプログラミング教育を行いました。

◆今後の課題

○英語教育を含む国際教育の推進

小学校英語の教科化に伴い、小中一貫した英語力の育成に努めるとともに、国際社会で生きていくためのコミュニケーション能力を育成していくことを念頭に、人間性豊かな子どもの育成に努めます。

○理科、情報教育の推進

一人一台のタブレットを入れることで、更なる I C T 機器の効果的な活用方法を検討し、授業において効果的に活用できるよう、研修の充実を図ります。

(3) 学校適正配置及び小中一貫教育等を推進します。

◆主な成果

○小中一貫教育推進協議会の設置

市内各中学校区における小中一貫教育について、小中一貫教育推進協議会からの意見を反映させることができるように体制づくりができました。

○「下野市子ども未来プロジェクト」の推進

中学校区の枠を越えて、子どもたちが中心となって話し合い、活動の意義を見直すことができました。さらに地域へ活動を広げていく方向性を確認しました。

◆今後の課題

○小中一貫教育推進協議会の設置

各中学校区における推進体制について、地区ごとに特色ある取組について地域の方々と共に理解を図り、地域と共に学校づくりを推進します。

○「下野市子ども未来プロジェクト」の推進

中学校区を越えて、子どもたちが中心となって活動を行うための、時間や場所の設定の仕方を検討する必要があります。また、小中学校間での連携を図り、地区ごとに特色ある取組を進めます。

(4) 子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。

◆主な成果

○特別支援教育の充実

特別支援学級及び通級指導教室担当者、特別支援教育コーディネーター、学校生活支援員を対象とする研修を行い、授業や支援の改善に取り組みました。

○教育相談・適応支援の推進

相談部では教育相談や発達検査の実施により、児童生徒のニーズに応じた相談・支援を進めました。また、適応指導教室においても活動を充実させ、自己実現につながる支援を行うことができました。

◆今後の課題

○特別支援教育の充実

すべての教員が個別の教育支援計画の作成と活用、引継ぎの重要性を認識し、作成と活用、引継ぎに積極的に関わっていきます。

○教育相談・適応支援の推進

学校教育サポートセンターの相談員とスクールカウンセラー、学校との連携を図り、更に児童生徒のニーズに応じた相談活動を行っていきます。

(5) 快適な教育環境の充実を図るための整備等を推進します。

◆主な成果

○市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修

施設改修計画及び平成31年3月に策定した「下野市学校施設等長寿命化計画」に基づき、改修工事を実施しました。

○ＩＣＴ環境整備の推進

全校の教員に1人1台のパソコンを配備し、各教室にもタブレットを配備しました。また、いくつかの教科については、指導者用デジタル教科書を使えるようにしました。

◆今後の課題

○ＩＣＴ環境整備の推進

GIGAスクール構想の加速により、児童生徒へ1人1台のタブレットを配備します。また、それらを有効に活用できるような設備面の整備と研修の実施が必要となります。

2 市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり

(1) 生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。

◆主な成果

○生涯学習推進計画に基づく事業の実施

講座・講演会の年間受講者数 目標値 延べ8,700名に対して、令和元年度実績 延べ10,020名。市民1人当たりの年間貸出冊数 目標値 7.23 冊に対して、令和元年度実績 5.9 冊。公民館の利用者数 目標値 156,000 人に対して、令和元年度実績 97,756 人と、目標値を概ね達成しました。

○学習の機会・場の提供による学習者の支援

ライフステージに応じた多様な学習や、まちづくりに関する学習を提供できました。

◆今後の課題

○生涯学習推進計画に基づく事業の実施

参加者は高齢者が多く、若者や子育て世代の参加が少ないので、多世代交流のためにも、そのような世代を取り込む必要があります。

○学習の機会・場の提供による学習者の支援

コロナ禍により人が集まりづらい状況の中、より魅力のある講座となるよう工夫する必要があります。

(2) 学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を目指します。

◆主な成果

○地域とともにある学校づくりの推進

「地域とともにある学校づくり」は突然達成できるものではないため、今後も継続して推進していきます。

○ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり

情報交換を行うことで、ふれあい学習を進める上で重要な「ヒト・モノ・コト」について情報共有が図れました。

◆今後の課題

○地域とともにある学校づくりの推進

より幅広い地域住民等を、どのように地域学校協働活動へとつなげていくのか。また、「地域とともにある学校づくり」をより具現化するために、地域学校協働本部をどのように立ち上げていくかが課題です。

○ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり

ふれあい学習を推進するために、より一層、学校間の横の連携を深めるため委員会の持ち方を工夫する必要があります。

(3) 生涯にわたる多様な学習機会を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。

◆主な成果

○ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する学習の提供 (公民館)

各講座で多くの受講者が興味を持ち、講座後、講師と談話されるなど、今後の講座企画(公民館運営)などに活かすことができました。また、講座からサークルが立ち上がるなどの成果もありました。

○子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援（図書館）

市立図書館、学校、家庭が連携して子どもの読書環境づくりを図り、また、子どもたちの多様な興味・関心に応えられるよう新着本を積極的に収集するなど蔵書の充実に努めました。

○学びを活かした市民によるまちづくりの支援（生涯学習情報センター）

ボランティア講座や団体活動のスキルアップ講座など地域活動のきっかけとなる講座を開催することで、団体への新規加入者や学習成果をまちづくりに活かす学習機会や活動の場が増えました。また情報センターが団体の活動や交流の拠点として活発に活用されています。

◆今後の課題

○ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する学習の提供 (公民館)

受講者の固定も見られ、今まで、受講されていない(公民館に足を運ばれていない)方々へのアプローチを検討します。

○子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援（図書館）

情報化の急激な進展や、コロナウイルス感染拡大防止のための新しい生活様式の中での読書活動の推進を図ります。

○学びを活かした市民によるまちづくりの支援（生涯学習情報センター）

活動団体数の減少や団員の高齢化が進んでいることから、講座受講者などから新規加入者を募るなど団員の確保とボランティア団体の推進と支援が必要です。

3 市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

(1) 市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。

◆主な成果

○文化芸術団体の育成と活動支援

文化協会の活動を支援するとともに、市民の文化活動の活性化を図りました。

◆今後の課題

○文化芸術団体の育成と活動支援

文化芸術活動の継続と発展のため、継続的な支援をするとともに新規加入者の促進に取り組みます。

(2) 文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。

◆主な成果

○グリムの森・グリムの館の利活用の促進

利用者数 目標値 92,000 人に対し、令和元年度実績 132,974 人と目標値を達成しました。

◆今後の課題

○グリムの森・グリムの館の利活用の促進

グリムの館の運営を活性化していくとともに、施設の老朽化対策について検討します。

(3) 歴史遺産を活かした“歴史のまちづくり”を推進します。

◆主な成果

○各種文化財啓発事業の拡充

文化財の保存活用に関するシンポジウムを毎年開催し、毎回 150 名以上の市民に参加をいただいており、普及啓発が効果的に図られています。

○学校との連携事業の推進

各学校で実施するふるさと学習の支援（出前講座等）に加え、資料館見学の受け入れを積極的に行ってています。

◆今後の課題

○各種文化財啓発事業の拡充

令和2年度は新型コロナウィルス感染症の影響により、シンポジウム開催の可否を検討しました。開催ができない場合は、啓発事業などを検討する必要があります。

○学校との連携事業の推進

各学校におけるふるさと学習支援において、内容の充実及び実施校の増加が課題であります。

- (4) 下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。

◆主な成果

○国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進

下野薬師寺跡については、推定東門跡の調査を実施。東門を確認することはできませんでしたが、新たな建物跡を発見しました。

児山城跡については、主郭部（本丸）周辺の第2郭の調査を実施しました。

○文化財の調査研究報告書等の作成

下野薬師寺跡・下野国分寺跡・児山城跡等の発掘調査出土品の整理作業を行いました。

◆今後の課題

○国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進

下野薬師寺跡は、東門及び外郭施設東辺の位置を確認するための調査が必要となりました。

児山城跡は、城の廃城の時期を確定するため、主郭部の調査が必要となりました。

○文化財の調査研究報告書等の作成

発掘調査と並行して整理作業を実施しており、整理作業が終了次第順次報告書を刊行します。

- (5) 歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。

◆主な成果

○国指定史跡の保存整備の推進

下野国分寺跡・下野薬師寺跡第2期整備の工事が完了しました。

下野国分尼寺跡については令和2年度竣工予定となります。

○文化財展示収蔵施設の整備

しもつけ風土記の丘資料館の展示室の改修及び新館の増築を行い、令和2年度竣工予定となります。

◆今後の課題

○国指定史跡の保存整備の推進

下野薬師寺跡第3期保存整備の計画及び設計を行い、同寺の保存整備事業を推進します。

○文化財展示収蔵施設の整備

完成後は、博物館法による博物館登録を実施予定です。

4 市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

(1) すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力あるまちづくりを目指します。

◆主な成果

○ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実

スポーツに関する豊富な経験を持つ総合型地域スポーツクラブに委託を行うことで、以前より効率的な教室運営が行われています。

○子どもと障がい児・者のスポーツ活動の充実

スポーツ推進委員会が中心となって市内の障がい者施設などに呼びかけ、石橋体育センターで障がい者の交流大会を開催しています。

◆今後の課題

○ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実

市民のニーズの変化を捉え、求められる委託内容の見直しや新設などが課題であります。

○子どもと障がい児・者のスポーツ活動の充実

現在の交流会は障がい者を対象に行ってますが、今後は健常者との交流ができる大会の開催が課題であります。

(2) 「市民総スポーツ “ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。

◆主な成果

○体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援

体育協会、スポーツ少年団に対して、団体の運営が円滑に行われるよう補助金を支出しています。

○総合型地域スポーツクラブの活動支援

市内3クラブに対して、1クラブ 25万円の補助を行うほか、各体育館の事務室をクラブの事務所として使用可能とし、かつ窓口業務委託などを実施し、主に資金的な援助を行っています。

◆今後の課題

○体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援

協会や少年団への支援は現在資金的な支援が中心となっています。今後多様化するスポーツに対する市民のニーズに対応できるような体制づくりを目指し、協会や少年団と他団体との連携の支援などが課題となります。

○総合型地域スポーツクラブの活動支援

市内にある3クラブは、主に運営方法に違いがあり、相違点を減らすために運営調整会議を実施しています。将来的なクラブの統合に向け、運営調整会議などを実施し、クラブ間の違いを是正することが課題となります。また、資金的な補助を行わなくても自立した運営ができるように支援を行います。

(3) スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。

◆主な成果

○東京五輪（キャンプ地）、栃木国体等スポーツ大会の誘致の推進

国体開催の正式決定を受け、国体準備委員会を実行委員会へ改組するとともに、専門委員会を設置するなど、国体開催準備を行いました。

◆今後の課題

○東京五輪（キャンプ地）、栃木国体等スポーツ大会の誘致の推進

国体を開催するにあたり、競技会場において必要な部屋数が足りないなどの課題があり、仮設で対応することになります。また、新しい生活様式を取り入れた運用が必要となっています。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大松山運動公園の拡張整備や施設の改修を図り、環境整備を推進します。

◆主な成果

○スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実

スポーツ活動の拠点として、本格的な陸上競技場と、多目的に使用できるグラウンドの整備により、従来の運動公園が持つスポーツ活動の機能が向上し、本市のスポーツ活動拠点となる能力を備えた公園が完成しました。

○大松山運動公園拡張整備事業の推進

スポーツ活動の拠点とした機能以外の部分では、低年齢層の子どもたちを対象とした複合遊具の設置や、大人や高齢の方まで楽しめる健康遊具の設置を行い、多世代が楽しめる多様な公園機能の充実を図りました。

◆今後の課題

○スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実

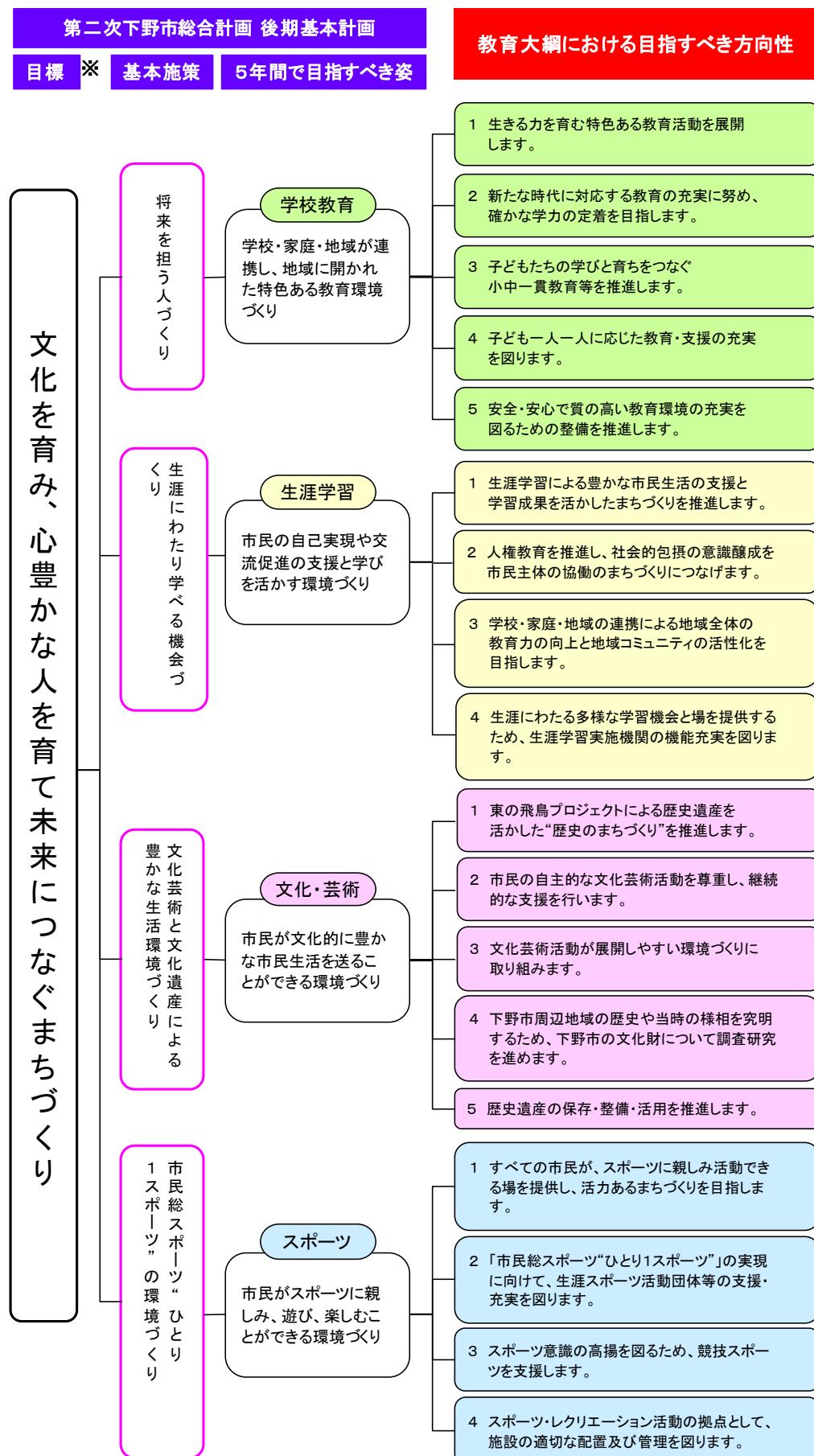
令和元年度はオープニング時に栃木SCのトレーニングマッチやラジオ体操会を実施しました。今後も多くの市民に利用いただけるよう公園を活用したイベントなどの開催を計画します。

○大松山運動公園拡張整備事業の推進

令和元年5月の開園以降、本市のスポーツとレクリエーション活動の拠点として多くの市民に利用いただいている。今後も更に多くの市民に公園を利用していただくために適正な管理運用を行います。

教育振興計画

第1章 教育振興計画の体系



※ 記載されている「目標」は、第二次下野市総合計画 基本構想における「施策大綱」のうち、教育文化分野を抜粋

第2章 分野別取組方針

実効ある教育政策を進めていくためには、4つの「基本施策」の下、18の「目指すべき方向性」ごとに、以前の第一次下野市教育振興計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、施策の目標と具体的な施策を示すとともに、客観的な根拠に基づき成果を検証し、より効果的・効率的な施策の立案に生かしていくサイクルを実践していくことが必要です。

このため、本計画においては、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間で取り組んでいく主な内容を示しています。

○構成について

まず、「目指すべき方向性」の全体像が分かるように、施策概要を記載し、続いて、計画期間の5年間で実施する「取組方針」を記載しています。最後に、進捗状況の一部を定量的に把握できるものを推進指標として記載しています。

推進指標には、数値化しやすいもの、学校等の負担を増やさないよう、できるだけ既存の調査から把握できるものを選んでいます。ただし、これらの指標は進捗状況の全てを表すものではなく、あくまでも各基本施策の進捗状況の一部を定量的に把握するものです。

1 学校教育についての取組方針

学校教育

学校・家庭・地域が連携し、地域開かれた特色ある教育環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性		取組方針
1 生きる力を育む特色ある教育活動を展開します。		(1)自己有用感を育む教育活動の推進
		(2)道徳教育・人権教育の充実
		(3)読書活動の推進
		(4)体力向上の推進
		(5)健康安全教育・食育の推進
		(6)ふるさと学習・家庭教育の推進
2 新たな時代に対応する教育の充実に努め、確かな学力の定着を目指します。		(1)主体的・協働的な学習の推進
		(2)各種学力調査等の分析・検証・改善
		(3)言語能力の確実な育成
		(4)外国語教育の充実
		(5)情報教育の充実
		(6)教職員の資質向上
3 子どもたちの学びと育ちをつなぐ小中一貫教育等を推進します。		(1)小中一貫教育の推進
		(2)「下野市子ども未来プロジェクト」の推進
		(3)学校適正配置推進協議会の運営
		(4)学校運営協議会の運営と充実
4 子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。		(1)特別支援教育の充実
		(2)「下野市いじめ防止基本方針」の運用
		(3)教育相談・適応支援の推進
		(4)児童生徒指導体制の整備
		(5)児童生徒就学援助事業の推進
		(6)奨学金事業の推進
		(7)スクールアシstant配置及びユースサポート事業による学校生活・学習支援の充実
5 安全・安心で質の高い教育環境の充実を図るために整備を推進します。		(1)下野市学校施設等長寿命化計画に基づいた市立小・中学校施設の改修及び整備
		(2)通学路安全対策の推進
		(3)ICT環境整備の推進
		(4)学校備品等の充実

〔5年間で目指すべき姿〕

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1	生きる力を育む特色ある教育活動を展開します。
------------------	------------------------

豊かな心と確かな学力、健やかな体の調和に基づいた「生きる力」をより一層育み、社会の変化に主体的に対応できる子どもを育成します。道徳教育、人権教育及び読書活動を推進するとともに、さまざまな体験活動を通して、自己有用感を醸成し、人間性豊かな子どもを育みます。

また、生涯を通じて健康な生活を送る基盤を築くことを目指し、体力・運動能力の向上を図り、健康安全教育、食育等の充実を通して、子どもたち一人一人が自分の命は自分で守る意識を高めます。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 自己有用感を育む教育活動の推進

市内小学校児童及び本市在住の県内特別支援学校児童の優れたところを見出して表彰し、自信と誇りを持たせることにより自己有用感を醸成する「児童表彰」は、「子ほめ条例」として出発してから30年以上の歴史があり、下野市の魅力ある取組として定着しています。メダル等の授与式では、保護者や学校関係者等にもご臨席いただき、地域を挙げた顕彰を行っています。

学校と教育委員会が緊密に連携しながら、自治基本条例に基づく「地域の絆」を確かなものにするためにも、地域の方の参加を促進しながら、この取組を継続・推進していきます。



児童表彰式の様子

(2) 道徳教育・人権教育の充実

道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行われています。児童生徒と教師の確かな信頼関係や、児童生徒相互の温かい人間関係を基盤とし、体験活動や実践活動等による人・社会・自然との豊かな関わりを重視した活動が展開されています。各学校における教育目標の実現に向けて、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図ります。

人権教育については、すべての学校において、人権が尊重される雰囲気づくりや環境づくりに努め、児童生徒の人権意識を高める取組を計画的に実施しています。しかしながら、ネットトラブル等を含めたいじめ問題は、年々増加傾向にあり、学校教育における指導の重要性が増しています。教職員一人一人が人権尊重の理念を理解し、人権意識や人権感覚を高めることができるように、研修会等を通して指導力の向上を図ります。

(3) 読書活動の推進

各学校では、一斉読書活動や読み聞かせなどにより、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しみを知る機会となる活動が積極的に行われています。

今後とも、子どもたちが自ら本を取り、読書習慣を身に付けることができるような働きかけが必要です。また、学校図書館が幅広い読書活動や学習情報収集の場となるよう、図書資料の整備や充実が求められています。学校図書館の機能を充実させるとともに、市立図書館の主任司書による支援や、研修会の実施など市の図書館との連携も図りながら、読書活動を推進していきます。

(4) 体力向上の推進

教科体育での指導に加え、小学校では休み時間等を利用した外遊びの励行、中学校では運動部活動等を通して体力向上を図っています。児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、外遊びの経験が少なくなり、体をうまくつかえない児童生徒が増えており、

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果でも、児童生徒の体力の低下が見られます。

今後も発達段階に応じた指導の充実を図り、運動に親しむ資質や能力の育成とともに、走る、跳ぶ、投げるといった基礎体力の向上を目指します。

(5) 健康安全教育・食育の推進

子どもたちが生き生きと生活するには、健康的で安心感のある教育環境が必要です。情報があふれる社会で一人一人の適切な判断が求められる中、自分の命を自分で守るために、時と場に応じた対応が重要になります。また、新型コロナウイルス感染症対策への長期的な対応が必要となるため、子どもたちが自ら感染症対策を意識することができるよう、学校全体で危機管理意識を高めていく必要があります。家庭や地域と連携し、生涯にわたって健康で安全な生活を送ろうとする態度が養えるよう、計画的、系統的な指導を推進します。

食育については、「食に関する年間指導計画」に基づき、栄養教諭、学校栄養職員及び外部専門機関等が連携し、専門性を生かした取組を実践しています。小・中学生ともに朝食摂取への意識は高い傾向にありますが、栄養バランスを意識した食事や望ましい食習慣を身に付けさせるために、家庭との連携を更に深めていくことが必要です。また、学校給食における食物アレルギー対応を必要とする児童生徒数は増加傾向にあるため、より安全・安心な給食を提供できるよう、校内体制の整備に努めます。

(6) ふるさと学習・家庭教育の推進

主に社会科や総合的な学習の時間などを通して、下野市の誇るべき歴史や文化財、自然などについて学習しています。また下野市産の食材を利用した給食の提供など、食育を通してふるさと学習を推進しています。今後も、「東の飛鳥プロジェクト」との関連を図るなど地域教材を活用し、地域とのつながりを重視した学習機会を設け、郷土を理解しふるさとを愛する心を育てます。

学校と家庭が連携し、保護者が家庭教育について学ぶ場を設け、安心して子どもと関わることができるよう、家庭教育学級の充実に努めます。



ビブリオバトル（本の紹介）



田植え

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
全国学力学習状況調査 質問紙 「自分にはよいところがあると思いますか」小中学生肯定的回答割合	84.0%	86.0%
どちぎっ子学習状況調査 質問紙 「読書は好きですか」肯定的回答割合	小6 77.2% 中3 67.2%	小6 80.0% 中3 70.0%
全国体力・運動能力・運動習慣等調査 小5・中2 体力合計点の本市平均値と全国平均の比較	小5男子 -1.57 女子 +1.51 中2男子 -0.50 女子 -0.65	小5・中2の男女とも平均値を上回る
市朝食アンケート 「朝食を毎日食べていない」と回答した 小6・中3の割合	小6 1.0% 中3 0.6%	小・中ともに0%

目指すべき 方向性 2

新たな時代に対応する教育の充実に努め、確かな学力の定着を目指します。

子どもたちが自ら課題を発見し解決に向かう学びの場を保証できるよう、主体的・協働的な学習の推進に努めるとともに、学力の確実な定着に向けた方策を実施・検証し、授業改善につなげます。また、教育活動全体を通して言語能力の確実な育成を図るとともに、外国語教育や情報教育の充実に努め、グローバル化や情報化が急速に進む変化の激しい社会に対応できる子どもを育成します。

さらに、組織的、計画的な教育研究所の運営に努め、教職員の資質や指導力の向上を目指します。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

（1）主体的・協働的な学習の推進

変化の激しいこれからの中において、自ら課題を発見し、考え、判断し、自分の思いを表現できるような力を育むため、主体的・協働的な学習を推進します。

学習の基盤となる資質・能力の育成はもとより、現代的な諸課題に対応できる力を育むため、各学校において教育課程を工夫改善し、教育活動の質の向上につなげられるよう努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めます。

（2）各種学力調査等の分析・検証・改善

「全国学力・学習状況調査」や「とちぎっ子学習状況調査」等の結果分析に基づき、学力向上の取組を検討・実施しています。本市の子どもたちは、学習意欲が高く、前向きに学習に取り組む姿が見られます。

今後も、各種学習状況調査を活用して、結果の分析から課題を明確にし、学習意欲の向上や学力の定着に向けた取組を検討・実施し、達成状況についての検証・改善サイクルを確立していきます。今後も子どもたちの更なる学力向上、学習意欲の向上に向け、全職員で組織的に取り組む学校体制を整えます。

（3）言語能力の確実な育成

学習の基盤となる資質・能力として求められる言語能力を確実に育成するために、各学校において適切な言語環境を整えるとともに、適切かつ充実した言語活動の設定に向け、授業改善を進めていきます。また、言語能力の向上に資するため、学校図書を計画的に整備し、読書活動のより一層の充実を図ります。

（4）外国語教育の充実

急速にグローバル化が進む社会においては、主体的・協働的な学習を充実させていく中で、自分で考え、判断し、自らの考えや意見を発信していくようなコミュニケーション能力が必要とされています。

引き続き小学校1年生から英語活動を導入し、体験的な活動を取り入れながら、担任やALT(外国語指導助手)とともに英語に慣れ親しめるよう、環境や指導体制の充実に努めます。小中一貫した学びを重視した外国語教育を通して、児童生徒の主体性や発信力の育成に努めます。

(5) 情報教育の充実

情報化が急速に進む社会に対応できる情報活用能力を育成するため、本市の特色として推進してきた情報教育を更に充実させていく必要があります。

教職員のICT活用能力の向上を図り、授業において児童生徒一人一台のタブレット端末を有効に活用できるよう、研修等を通して分かる授業の実践を進めます。

また、各教科等を通して情報モラル教育を充実させるとともに、プログラミング教育を年間の指導計画に位置付けることで、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。



サマー・イングリッシュ・ファン
(外国語教育の充実)



I C T機器を活用した学習活動

(6) 教職員の資質向上

教職員の豊かな人間性と確かな指導力を基に、信頼される学校づくりや教育目標を具現化するため、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じた教育活動を展開しています。今後とも、教職員の高い人権意識の陶冶を図るとともに、研修体制を充実させ、更なる資質の向上に努めていきます。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
学校教育計画 1 (1)「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めている」 教職員による4段階評価平均	2.85	3

目指すべき 方向性 3

子どもたちの学びと育ちをつなぐ小中一貫教育等を推進します。

義務教育 9 年間を見通した教育活動として、小中一貫教育を推進します。各学校が目指す子ども像を共有し、9 年間を通した教育課程を編成し、系統的な指導を目指します。また、「下野子ども未来プロジェクト」を核として、中学校と小学校の子どもたちの交流を通して、自らの手でよりよい学校づくり、よりよい地域づくりのため、主体的に考え、行動できる子どもも、正しい判断のできる子どもを育てます。

子どもたちにとって最も望ましい教育環境を提供するため、学校規模の適正化と小中一貫教育の推進を図ります。そのために、平成 25 年 1 月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」における取組状況やその効果等を検証するとともに、地元の意向を反映させながら、学校運営協議会の運営による地域の教育力の活用など、更なる教育環境の整備を進めます。

〈目指す SDGs 〉



〔取組方針〕

(1) 小中一貫教育の推進

学習習慣の確立、子どもの発達の早期化や中 1 ギャップへの対応等、様々な課題への対応として、小中一貫教育の推進を図ります。中学校区内の各学校が、目指す子ども像を共有し、確かな学力、豊かな心の育成を目指し、一貫した児童生徒理解を進めることで、子どもたちが安心して学べる場を提供します。現在、中学校区内では、先生方による小中乗り入れ授業も実施しています。

小中一貫教育の推進・充実を図るための組織「下野市小中一貫教育推進協議会」では、小中一貫教育の在り方についての検討や進捗状況の把握、更なる推進へ向けた提案等を行っています。今後も、小中一貫教育推進協議会を核とした組織の活性化と各中学校区における研究推進を図ります。



小中クリーン活動



小中乗り入れ授業

(2) 「下野市子ども未来プロジェクト」の推進

市内4中学校生徒会が中心となり、自分たちで考え、自分たちの手で、自分たちのためになる活動を、中学校区ごとに実践しています。小・中学校の交流活動を通して、小学生にとっては、中学校進学への不安が軽減されたり、あこがれの気持ちが育まれたりしています。また、中学生にとっても、中学校区の枠を越えた交流活動を通して、自己有用感を育む活動へつながっています。

今後は、より一層中学校区の枠を超えた交流活動を行い、地域と深く関わりながら、地域のためになる活動を目指します。



子ども未来プロジェクト①
(市内全中学校 生徒会役員による話し合い)



子ども未来プロジェクト②
(教育のつどいにおける発表)

(3) 学校適正配置推進協議会の運営

市内の小規模校では急激な学級数の減少はないものの、適正規模校において学級数の減少が進んでいます。平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」に基づき、過小規模校においては、小規模特認校制度を利用しながら、地域とともに特色ある学校づくりを目指し、複式学級の解消に努めているところです。

当該計画策定から3年ごとに取組状況や成果等を検証するため、有識者等による

「学校適正配置推進協議会」を設置し、取組の方向性やより効果的な制度の運用について協議を行っています。



学校適正配置推進協議会
による地域説明会の様子

(4) 学校運営協議会の運営と充実

市内各学校では、平成30年度から学校運営協議会を設置し、「地域でどのような子どもたちを育てるのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョン、学校が抱える課題等を共有し、学校運営に参画しています。

学校支援のためのボランティア活動などへの参加者数増加に見られるように、保護者や地域社会から学校への働きかけが活発化しています。学校運営協議会の活動の更なる充実を図り、子どもたちが笑顔にあふれ、地域を知り、地域に触れ、地域を学び、地域を語れるように、学校と保護者、地域が一体となった教育を推進していきます。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
全国学力学習状況調査 質問紙 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えること がありますか」 中学生の肯定的回答割合	52.0%	55.0%

目指すべき 方向性 4

子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。

すべての子どもたちが安心して充実した学校生活が送れるよう、安心感のある学級づくりや教育相談・適応支援を推進し、一人一人の教育的ニーズに応じた学校生活・学習支援を推進します。

また、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの相談体制を充実させるとともに、いじめや不登校をはじめとする学校で起こる問題行動等の未然に向けて、学校と家庭との更なる連携に努め、子どもたちのよりよい成長を支えていきます。

さらに、経済的な支援として、児童生徒就学援助事業や奨学金貸付事業を推進します。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズを把握し、どの子にもわかりやすい授業・学びやすい学習環境を提供することが求められています。現在各学校では、特別支援学級、通級指導教室及び通常の学級において、特別支援教育の視点に立った指導内容や指導方法の工夫・改善が進められています。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した支援を、長期的な視点に立って引き継いでいくことを重視し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる充実と、教育、福祉、医療等の関係機関が連携した支援体制づくりの推進に努めます。

(2) 「下野市いじめ防止基本方針」の運用

いじめは全ての子どもたちに関係する問題です。学校内外を問わずにいじめがなくなり、本市の子どもたちが安心して学校生活を送るために、いじめ防止等の対策を効果的に推進することができるよう、「下野市いじめ防止基本方針」を定めました。

各学校と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、下野市いじめ問題対策連絡協議会等の組織を活用し、関係機関の協力を得ながら組織的な対応を推進します。

(3) 教育相談・適応支援の推進

各学校とも様々な教育実践において、一人一人の児童生徒に寄り添い、信頼関係の強化に努めています。また、計画的な教育相談を実施し、受容的な児童生徒理解に努めていますが、学校への行き渋りや不登校傾向及び不登校の児童生徒も存在しているのが現状です。

今後も、各学校において、いじめや不登校が起こりにくい環境や雰囲気をつくり、心の教育の充実を図るといった未然防止に取り組むとともに、予兆となるサインを見逃さず早期発見・早期対応に努めます。

さらに、学校教育上で発生する諸問題の解決を目指した相談機関である下野市学校教育サポートセンターやスクールカウンセラーとの相談活動を充実させ、学校が、保護者と情報を共有しながら、関係機関と連携した対応ができるよう組織的な取組の充実を図ります。

(4) 児童生徒指導体制の整備

児童生徒指導は、目指す子ども像の実現に向けて、方針を明確にし、教職員と児童生徒との信頼関係のもとに進めていくことが必要です。各学校においては、児童指導主任や生徒指導主事等を中心として、情報交換や事例研究等を行い、全職員の共通理解の下、組織的な指導を進めています。また、各中学校区で設定した「生活のきまり」を活用しながら、基本的な生活習慣と規範意識を身に付ける指導に努めるとともに、定期的なアンケート調査等を通して児童生徒理解やいじめの未然防止等に努めています。

今後も各種便りや連絡帳等を活用し、学校と家庭が情報を共有できるよう連携を図るとともに、学校間や関係機関との協力体制を強化します。

(5) 児童生徒就学援助事業の推進

就学援助制度は、子どもたちを健やかに育てる環境をつくり、教育を等しく受けることができるようにするための重要な制度であり、経済的な理由のため就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助を行うことで、義務教育を円滑に受けられるようにすることを目的としています。

今後も、市ホームページ、広報紙や学校における案内通知等で周知を行うとともに、学校や関係機関との連携により子どもたちの生活環境を見守ることで、申請に至らないケースが生じることのないよう、制度の積極的な運用を図ります。

(6) 奨学金事業の推進

下野市奨学金貸付制度については、平成27年度より、貸付金額の増額と貸付額の選択制、入学一時金の創設、償還期間の延長など、弾力的かつ利用しやすい制度となりました。

学習意欲があるにもかかわらず、経済的な理由により大学・高等学校等における修学が困難な学生に対して、学びの継続に向けた経済的支援を行うことで、教育機会の均等をより一層推進していきます。

(7) スクールアシスタント配置及びユースサポート事業による学校生活・学習支援の充実

学級支援指導助手や図書支援員等、学校のニーズに応じたスクールアシスタントの配置により、児童生徒一人一人の特性に応じたきめ細かな指導と円滑な学校運営につながる支援体制できるよう努めています。また、校内ネットワークの運用やICT機器を効果的に活用した情報教育の推進を支援するため、各学校を巡回する情報教育アドバイザーを配置しています。

ユースサポート事業では、学生による支援の拡充を図り、学校にとっても、教職員を目指す学生にとっても有意義な取組として位置付け、更なる充実に努めます。



図書支援員等による活動の様子

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
全国学力学習状況 質問紙 「学校に行くのは楽しいと思いますか」肯定的回答割合	小6 92.1% 中3 83.4%	小6 95.0% 中3 85.0%

目指すべき 方向性 5	安全・安心で質の高い教育環境の充実を図るための整備を推進します。
----------------	----------------------------------

子どもたちが安心して学校に通えるように、学校・家庭・地域が緊密に連携しながら、交通事故や犯罪などから子どもたちを守ります。通学路の整備はもとより、危険個所の把握や日々の見守りを地域ぐるみで推進します。

また、安全な空間で快適な学校生活が送れるよう、老朽施設の計画的な改修や整備、防犯対策などを進めるとともに、ＩＣＴ環境や学校備品等の充実に努めます。

〈目指すＳＤＧｓ〉



〔取組方針〕

(1) 下野市学校施設等長寿命化計画に基づいた市立小・中学校施設の改修及び整備

市内小中学校の施設は、築20年以上を経過した建物が多く、耐震化は施されているものの老朽化が進んでおり、経年劣化に伴う施設の不具合及び時代の変化に伴う施設の使いづらさや機能の低下にも影響している状況にあります。

このようなことから、平成31年3月に策定した「下野市学校施設等長寿命化計画」に基づいて、子どもたちにとって安全で快適な教育環境の充実を図るべく、整備等に取り組みます。



改修工事の施工状況（南河内中学校）

(2) 通学路安全対策の推進

通学路の安全確保については、平成27年2月に下野市通学路安全推進会議が作成した「下野市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察署・道路管理者・教育委員会等が一堂に会し、危険個所の情報共有化や計画的な整備の進行管理に努めているところです。

また、登下校時の交通事故や犯罪などから子どもたちを守るため、学校関係者や保護者、地域の人的資源を活かしたスクール・ガードによる支援や教育委員会等による青色防犯パトロールを実施しています。

通学路安全推進会議での対策や改善については、P D C Aサイクルにより検証を行い、継続的な運営が求められており、学校関係者との包括的な合同点検の実施や整備後の状況等についても把握できるよう、更なる連携を図ります。



登校時の安全確保

(3) I C T 環境整備の推進

子どもたちの学びを保証し、分かる授業を展開するためには、学びやすい学習環境を提供することが求められます。

現在、児童生徒一人一台のタブレット端末の整備をすすめ、プログラミング教材の充実を図っているところです。I C T 機器を日々の家庭学習及び長期・臨時休業中における学習を進める際の手段として使用できるようにするなど、更なる学習環境の整備に努めます。



情報教育研究会

(4) 学校備品等の充実

児童生徒の机・椅子、給食調理器具等の他、学習教材や法令に基づく消防設備機器など、多種多様な備品が存在しますが、より充実した環境を児童生徒に提供できるよう限られた予算の中で計画的に整備を進めています。

今後も学校と一層の連携を図るとともに、各校の整備状況を確認し、国の補助金等も有効に活用しながら、計画的な学校備品の整備・更新を図り、子どもたちにとって学習しやすい環境づくりに努めます。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
学校教育計画 3 (2) 「『自分の命は自分で守る』意識を高めるために学校安全計画に基づき計画的、系統的に安全教育を実施している」 教職員による4段階評価平均	3.19	3.30

2 生涯学習についての取組方針

生涯学習

市民の自己実現や交流促進の支援と学びを活かす環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性		教育振興計画における取組方針
1	生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。	(1) 生涯学習推進計画に基づく体制づくりと事業の実施
		(2) 学習の機会・情報の提供による学習者の支援
		(3) 学習成果を活かした活動の支援
2	人権教育を推進し、社会的包摂の意識醸成を市民主体の協働のまちづくりにつなげます。	(1) 人権教育講演会・市民人権講座の開催
		(2) 公民館における高齢者学級の開催
		(3) ひとまちづくり講演会の開催
3	学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上と地域コミュニティの活性化を目指します。	(1) 地域とともにある学校づくりの推進
		(2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり
		(3) 年輪のつどい・成人式等の開催
		(4) 各種団体の育成(社会教育関係団体等の支援)
		(5) ファミリエ下野市民運動の推進による青少年の健全育成
		(6) 公民館や学校における家庭教育の推進
4	生涯にわたる多様な学習機会と場を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。	(1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する場の提供(公民館)
		(2) 子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援(図書館)
		(3) 学びへの総合調整機能を活かした、市民によるまちづくりの支援(生涯学習情報センター)
		(4) 生涯学習施設の整備及び管理運営
		(5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

〔5年間で目指すべき姿〕

市民の自己実現や交流促進の支援と学びを活かす環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方向性 1	生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。
----------------	---

グローバル化や情報化、少子高齢化など変化の激しい現代社会を、より豊かに生きていくためには、社会の変化に応じた学び直しによるスキルアップが求められています。

こうした時代を切り拓き、持続可能で活力ある社会を構築していくため、市民が培った知識や経験・技能といった学習成果を社会に還元し、協働のまちづくりに活かせるような様々な支援や機会・場の提供を行います。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 生涯学習推進計画に基づく体制づくりと事業の実施

本市では、外部委員による生涯学習推進協議会をはじめとした各種委員会や、市長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置し、実施機関との連絡調整を図りながら、総合的に生涯学習を推進する体制を構築してきました。今後とも、生涯学習を全庁的な取り組みと位置づけ、充実した運営を目指します。

令和2年度に策定の第三次生涯学習推進計画においては、学習を通じた自己実現、学習仲間との交流による絆づくりと心豊かな生活、学びを基盤とした地域づくりをめざし、学びの場をつくり学びを支援し学びを活かすための多様な事業を実施していきます。

(2) 学習の機会・情報の提供による学習者の支援

これまで公民館等での講座をはじめ、市役所各課で実施される生涯学習に資する市民向けの幅広い内容の講座・講演会、まちづくりリクエスト講座等の多様な学習機会

を提供してきました。さらに、市広報紙や生涯学習情報誌エール、まちづくりリクエスト講座メニューの各戸配布、市ホームページやメール配信システムによって学習情報の提供を行ってきました。

今後とも生涯にわたる学習機会や学習を通じた市民の社会参加を支援し、学習者の学習意欲をより高めていくため、ライフステージや興味関心に応じた学習の機会を一層充実させていくとともに、各種媒体を活用した学習情報の提供を図ります。

(3) 学習成果を活かした活動の支援

これまでも学校支援ボランティアをはじめ、市民やサークル・団体が持てる知識、経験、技能などを活用した様々な自主的な地域活動を行っており、これを側面支援してきました。

これからも市民が培った学習成果を活かした協働のまちづくりを推進するために、個人や各種団体の活動を支援し、その成果発表の場の充実を図るとともに、学習成果の社会還元を推進するために必要な支援を行います。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
公民館利用者数	97,756人	120,000人

目指すべき 方 向 性 2	人権教育を推進し、社会的包摶の意識醸成を市民主体の協働のまちづくりにつなげます。
------------------	--

少子高齢化、国際化、情報化等の社会状況の変化に伴い、人権に関する様々な課題が生じています。人間固有の権利である人権尊重の理解を深めるための多様な学習機会を提供し、そこから生じる社会的包摶の意識を市民協働のまちづくりにつなげるための場づくりを行います。

〈目指すSDGs〉





〔取組方針〕

（1）人権教育講演会・市民人権講座の開催

社会情勢の急激な変化に伴い、同和問題や男女共同参画などに加え、L G B Tや外籍の子ども、格差社会、新しいところではコロナウイルス感染症に伴う差別など、人権を取り巻く課題は多様化しています。

現代社会で起こっている様々な人権問題について学び、人権尊重の意識を高めることは、共生の心を育み、だれもが元気に活躍し続けられる社会の形成に不可欠であり、学習の場を充実させていきます。



市民人権講座

（2）公民館における高齢者学級の開催

高齢者でも生涯を通じて学びやすい場を身近な場所に設けるために、各公民館において寿大学・グリム大学・ゆうがお大学・吉田シニア大学といった高齢者学級を開催してきました。

多様な学習の場であることはもちろん、仲間づくりや生きがいづくりに大きな役割を担っており、高齢化社会における多世代交流や同世代間の交流促進に資する取り組みとして、今後とも積極的に推進していきます。

(3) ひとまちづくり講演会の開催

生涯学習を通して、市の目指す「市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり」に資するため、毎年人まちづくり講演会を実施してきました。

多文化共生の意識を醸成することで、だれもがともに社会参画し自らが主体的に社会と関わるまちを形成するため、人づくり、つながりづくりが地域づくりに昇華する真の共生社会の実現を目指します。



ひとまちづくり講演会

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
生涯学習推進グループ・公民館・図書館・生涯学習情報センターにおける講座・講演会の参加者数	延べ 10,020 人	9,400 人

目指すべき 方 向 性 3	学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上と 地域コミュニティの活性化を目指します。
------------------	---

急激な社会構造の変化に対応していくためには、豊かな人間性を育む総合的な力を身につける必要があります。このため、学校・家庭・地域が連携して、子どもの健全育成を推進するとともに、地域全体としての教育力の向上と地域コミュニティの活性化を目指します。

〈目指すSDGs〉



[取組方針]

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、本市では、これまでふれあい学習の推進を通じて、地域の教育力の向上を目指してきました。

今後は、ふれあい学習で培った地域の教育力を活かし、学校と地域が協働で子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進め、子どもたちの健全育成を通じた地域づくりを進めていきます。

(2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり

平成18年度よりふれあい学習推進委員会を設置し、開かれた学校づくり・地域による学校支援を推進してきました。

今後は、これまでの取組を更に充実していくために、学校・家庭・地域社会の連携・協働による地域コミュニティづくりを進め、地域の教育力の向上を目指します。

※ふれあい学習とは

学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を目的とする栃木県独自の取組です。本市では、ファミリエ下野市民運動・地域とともにある学校づくり・子ども未来プロジェクト・家庭教育学級等の側面的支援を行い、ふれあい学習による地域全体の教育力の向上を図っています。

(3) 年輪のつどい・成人式等の開催

これまで本市の未来を担う若者が社会に羽ばたくことを祝して、成人式を開催していました。さらに、これから地域づくりにはシニア世代の力が欠かせないことから、60歳の節目を迎えた市民を対象に、地域づくりに目を向けていただくため年輪のつどいを開催してきました。

今後も十分な感染症対策に配慮しながら、継続して開催します。



年輪のつどい

(4) 各種団体の育成（社会教育関係団体等の支援）

学校・家庭・地域の連携による地域づくりを進めるためには、ボランティア団体等の育成が必要となることから、社会教育関係団体等の支援を行い、学びによる市民の自己実現、自主性の確立を支援していきました。小中学校音楽祭などのこれらの取組は、学習活動を通じた市民相互のつながりづくりにも大きく貢献しました。

今後とも社会教育関係団体等の育成支援を行います。

(5) ファミリエ下野市民運動の推進による青少年の健全育成

平成21年度より「当たり前のことを当たり前にやろう!!」をスローガンに、ファミリエ下野教育運動を推進してきましたが、平成25年度よりファミリエ下野市民運動と改称し、学校・家庭・地域が一体となった運動を展開してきました。

今後はファミリエ下野市民運動を市民総ぐるみで推進し、大人一人ひとりが子どもに積極的にかかわることで、家庭教育力の向上、地域の子どもは地域で育むという市民意識の定着、子どもの成長を見守る社会の実現を目指します。



子どもなんでも発表会

(6) 公民館や学校における家庭教育の推進

近年、核家族化やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容や、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されています。

子どもの生きる力の資質や能力を身につけていく基礎をつくるには、全ての保護者と子どもが適切な家庭教育を受けることが必要となります。このため、家庭・学校・地域や家庭教育支援チームと連携しながら、家庭教育についての学習機会を更に充実していきます。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
家庭教育学級の参加者数	734 人	800 人

**目指すべき
方 向 性 4**

生涯にわたる多様な学習機会と場を提供するため、生涯学習実施機関の機能充実を図ります。

心豊かな市民生活を実現するためには、生涯にわたる多様な学習の機会・場・情報の提供と、市民の学びを活かしたまちづくりの支援が求められます。このため、公民館では心豊かな市民生活を実現するための多様な学習機会の提供、図書館では多様なニーズに即した資料や情報提供による子ども・市民の読書活動の推進や学習活動の支援、生涯学習情報センターでは学びを活かした市民によるまちづくりの支援を行います。

〈目指すＳＤＧｓ〉



〔取組方針〕

(1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する場の提供（公民館）

グローバル化や情報化、少子高齢化など、激動の現代社会をより豊かに生きていくためには、社会の変化や市民の価値観・ライフスタイルに応じた多様な学習機会を提供し、生きがいづくりや自己実現、社会参加の支援を行っていくことが求められます。

このため、公民館では公民館振興計画に基づき、家庭教育や青少年教育をはじめとするライフステージに応じた多様な学習を提供します。また、ひとのつながりや地域づくりにつながる学習の場を提供し、公民館がつどい・まなび・むすびの拠点になることを推進します。



親子体験講座

(2) 子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援（図書館）

図書館では、時代の変化や市民ニーズを的確に反映したサービスを提供していくため、図書館基本計画に基づき、蔵書の充実をはじめ、指定管理制度や図書館評価を導入し、サービスの向上に取り組んできました。また、子どもの読書活動推進計画を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を行ってきました。

今後とも、子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上の具現化を目指し、多様なニーズに応える知識と情報の充実や誰もが利用しやすく役に立つ図書館づくりを行います。また、子どもの読書活動を更に推進するため、市内小中学校の図書室支援や家庭での読書活動支援の充実を図ります。

(3) 学びへの総合調整機能を活かした、市民によるまちづくりの支援（生涯学習情報センター）

市民が培った学習成果をまちづくりに活かすことを通じて、生きがいづくりや自己実現を図るため、ボランティアバンクの運営やボランティア入門講座、指導者養成講座などの学習機会や情報、活動場所の提供、ボランティア団体の交流の場づくりを行いました。

これからも市民の社会参画意識の高揚に向け、社会貢献のための学習機会や情報の提供を充実するとともに、市民の学習成果の社会還元を支援するための活動場所の充実に努め、学びを活かした市民によるまちづくりを推進します。

(4) 生涯学習施設の整備及び管理運営

本市の公民館・図書館・生涯学習情報センターでは、心豊かな市民生活の実現を目指して、多様な学習の機会・場・情報の提供、市民の学びを活かしたまちづくりの支援を行ってきました。

今後も継続的に市民の学習活動を支援していくために、計画的な修繕や施設の整備を行うとともに、効率的な管理運営を行っていきます。



大規模改修した国分寺公民館

(5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座や、地元企業と連携した学習機会の実施などが求められています。

現在は、自治医科大学と連携した自治医科大学公開講座を実施していますが、今後は連携の範囲を更に広げ、下野市ならではの地域性を活かした学習機会の提供に努めています。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
図書館の市民1人当たりの年間貸出冊数	5.9 冊	7.0 冊

3 文化・芸術についての取組方針

【令和3年度～令和7年度】

文化・芸術 市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性		教育振興計画における取組方針
1 東の飛鳥プロジェクトによる歴史遺産を活かした“歴史のまちづくり”を推進します。		(1)「下野市文化財保存活用地域計画(通称:東の飛鳥プロジェクト)」の推進
		(2)東の飛鳥ツーリズム事業の実現
		(3)学校教育との連携による「ふるさと学習」の支援と推進
		(4)下野市の歴史文化に関する情報発信の促進
		(5)文化財愛護ボランティアの養成・活動支援と文化財マイスター制度の実施
2 市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。		(1)しもつけ市民芸術文化祭の開催
		(2)文化芸術団体の育成と活動支援
		(3)小中学校芸術文化鑑賞会の開催
		(4)地域に残る伝統文化の伝承
3 文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。		(1)グリムの森・グリムの館の利活用の促進
		(2)指定管理者による魅力ある管理運営
		(3)文化芸術施設整備の検討
4 下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。		(1)国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進
		(2)開発に伴う発掘調査の実施
		(3)かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進
		(4)古文書の調査収集の推進
		(5)文化財の調査研究報告書等の作成
5 歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。		(1)国指定史跡の保存整備・活用の推進
		(2)文化財展示収蔵施設の活用・整備
		(3)下野薬師寺跡第3期整備の推進
		(4)市内重要遺跡(古墳等)の国史跡指定に向けた取組
		(5)民俗文化財の文化財指定に向けた取組

〔5年間で目指すべき姿〕

市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1	東の飛鳥プロジェクトによる歴史遺産を活かした “歴史のまちづくり”を推進します。
------------------	---

下野市に残る数多くの文化財を保存・継承・活用した、“歴史のまちづくり”を実現するため下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」を推進します。

また、観光や学校教育・生涯学習の資産として文化財の総合的な活用を図ることにより児童生徒や市民の文化財に対する愛護心やふるさとである下野市への誇りと郷土愛の涵養に努めます。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

（1）「下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」の推進

本市には、下野薬師寺跡・国分寺跡・尼寺跡・小金井一里塚の国指定史跡のほか、県・市指定の文化財、将来指定に相当する文化財候補が多数所在します。これらについては、本計画に位置付けた各事業に基づいて保存・継承を図るとともに、観光や学校教育・生涯学習の資産として活用し、歴史遺産を活かした“歴史のまちづくり”を推進します。



東の飛鳥ロゴマーク

(2) 東の飛鳥ツーリズム事業の実現

本市に所在する数多くの文化財を観光の資産として活用するために、本市の歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリー（関連文化財群）をコースとして設定したまち歩きツアーである「東の飛鳥ツーリズム事業」を実施します。また、市内に所在する古民家等を活用した宿泊体験を兼ねた文化財巡りツアーを市民まちづくり団体と企画します。

(3) 学校教育との連携による「ふるさと学習」の支援と推進

本市独自の取組である学校教育における「ふるさと学習」の支援のため、下野薬師寺跡、下野国分寺跡をはじめとする市内の文化財及び下野薬師寺歴史館・しもつけ風土記の丘資料館の展示資料の見学の受け入れを積極的に行います。また、かんぴょう生産道具や土器等の収蔵資料を活用した実物に触れられる体験型の出前講座の開催など、各校にニーズに応じた学習の支援を行います。

(4) 下野市の歴史文化に関する情報発信の促進

ウィズコロナ時代に向けて、本市の文化財に関する情報発信を目的に公開しているデジタルミュージアムの機能の拡充を図るとともに、ツイッターなどのソーシャルメディアの活用により、下野薬師寺歴史館及びしもつけ風土記の丘資料館の情報発信機能の強化に努めます。また、本市で培われた歴史・文化を未来へ継承していくため「しもつけ未来遺産」プロジェクトを推進し、未指定文化財の調査や市内の古写真のデジタルデータの収集などの収集・公開を行います。

(5) 文化財愛護ボランティアの養成・活動支援と文化財マイスター制度の実施

文化財を活かした地域づくりには、市民との協働が欠かせないことから、文化財観晃ガイド養成講座等を開催し、ボランティアの養成を図ります。

また、本市の歴史・文化に対する市民の理解を深めるため、しもつけれき・ぶん検定やれき・ぶんマイスター制度を実施します。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
文化財ボランティアの会員数の増加	66 人	70 人

目指すべき 方 向 性 2

市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。

文化・芸術は、創造力や感性が豊かな人を育み、個性溢れる地域文化の創造に必要不可欠なものです。様々な分野における文化芸術に親しむ機会の充実や、自主的な文化活動の促進を図るとともに、次世代を担う人材育成の促進が求められています。

子どもから高齢者まで、市民の誰もが身近に芸術文化にふれあえるまちづくりを目指し、各種文化芸術活動の成果発表の機会や優れた舞台芸術等を鑑賞できる機会の充実を図り、下野市の新たな文化の創造と豊かな文化を育む活動づくりに取り組みます。

〈目指すＳＤＧｓ〉



〔取組方針〕

(1) しもつけ市民芸術文化祭の開催

本市には、多くの文化団体や個人が様々な分野で多彩な文化芸術活動を展開しています。文化芸術活動における最大のイベントである「しもつけ市民芸術文化祭」には、これらの団体や個人から多くの出展や出演があり、これを多くの市民が鑑賞に訪っています。

全ての市民が日々の生活の中で、気軽に文化に親しみ、活動に参加できる体制をつくっていくことが必要です。市民の文化芸術活動への参加を促進するとともに、創作意欲の高揚を喚起し、地域文化の振興を図るため、市民の日頃からの文化活動成果の発表の場として「しもつけ市民芸術文化祭」の開催を支援します。



しもつけ市民芸術文化祭の様子

(2) 文化芸術団体の育成と活動支援

下野市文化協会は、現在、加入団体約60団体、会員数約900名からなる本市における芸術文化の中核的な役割を担っている組織で、様々な活動を継続しています。

しかしながら、会員の高齢化等により、一部で活動の困難な団体も出始めているのが現状です。

本市における市民の文化芸術活動を発展させていくには、文化活動を担う人材の育成、後継者づくりが必要不可欠であり、今後の大きな課題となっています。文化協会の活動を支援するとともに新規加入者の促進に取り組み、市民の文化活動の活性化を図ります。

(3) 小中学校芸術文化鑑賞会の開催

学校などの身近な場所で芸術文化を体験・学習することは、子どもたちが個々に持っている感性を磨き、創造性豊かな人間形成を促す上でとても大切なことです。

今後とも、子どもたちの文化芸術活動への関心を高めるための取組を継続実施し、文化庁や財團等による各種補助事業を積極的に活用しながら、劇団や芸術家を直接市内の小中学校に派遣し、優れた舞台芸術や芸術作品を鑑賞できる機会の充実を図ります。



小学校演劇鑑賞会

(4) 地域に残る伝統文化の伝承

地域の風土や歴史の中から生まれ、守り伝えられてきた文化は、地域の大切な財産です。今後、ますます少子高齢化社会と人口減少が進む中で、伝統芸能の後継者を育成することは重要な課題となっています。

市民、特に次代を担う子どもたちが伝統文化に直接触れ、体験することより、郷土への誇りや関心を更に深めるよう、古くから伝わる地域固有の伝統芸能や生活文化を将来に引き継いでいくための取組を支援していきます。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
文化協会加盟の団体会員数	59人	64人

目指すべき 方 向 性 3

文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。

市民の多彩な文化活動を支えるため、「グリムの森・グリムの館」を中心とした環境づくりに努め、施設の維持管理や利用者の安全確保に必要な整備を行います。利用者の満足度を高め魅力ある運営を行うとともに、指定管理者が実施する参加型・鑑賞型事業等を通して、優れた文化芸術に親しむ機会を広く提供し、年間を通してワークショップやコンサートの開催等、多種多様な事業を実施します。

また、利用者ボランティアグループの協力を得ながら、緑化活動等市民協働による各種事業に取り組むとともに、市民ニーズ等を勘案しながら、文化芸術施設整備についても引き続き研究を進めます。

〈目指すＳＤＧｓ〉



〔取組方針〕

(1) グリムの森・グリムの館の利活用の促進

「グリムの森・グリムの館」は、本市の文化発信拠点として、その中核的な役割を担っています。市民が文化芸術活動に参加・体験し、心の豊かさを高め、芸術文化を身近に感じることができるように、良質な芸術文化鑑賞事業等の実施や市民の文化活動の発表の場として各種イベント等を開催し、本市の芸術文化を支える中核施設として更なる利活用の促進を図ります。



グリムの森・グリムの館

(2) 指定管理者による魅力ある管理運営

「グリムの森・グリムの館」は、現在、指定管理者（一般財団法人グリムの里いしばし）による管理運営を行っており、施設の利用状況は年々増加傾向にあります。今後も引き続き、更なる利用増加を目指し、施設利用者のニーズに沿い、施設の特徴を活かした魅力ある事業企画や運営方法の改善に努めます。また、利用者ボランティアグループや地域住民等の協力を得ながら市民協働による各種事業の実施に取り組みます。

(3) 文化芸術施設整備の検討

グリムの館は、平成8年11月に開館して以来約20年が経過し、施設の経年劣化が進んでいます。今後、安全で快適な施設環境を維持・管理していくための長寿命化改修整備を実施します。

また、多目的ホールの最大収容座席数が300席と小規模であるため、大規模な屋内型イベントが実施できないという課題があります。このため、本市に合った施設の規模や利用形態等、研究を引き続き進めています。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
グリムの森の来園者数	132,974人	167,600人

目指すべき 方向性 4	下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。
----------------	---

市内には、下野薬師寺跡等の国指定史跡をはじめとした遺跡のほか、かんぴょうの生産道具等の民俗文化財や古文書等も数多く残されています。下野市及び周辺地域の歴史究明のために調査研究を推進し、その結果に基づきこれらの文化財の適切な保存と活用について検討を行います。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進

本市には古墳や古代寺院など、栃木県を代表する国・県指定の史跡などが多数所在します。これらの史跡はこれまでに調査がなされ、史跡整備が行われ活用されているものもありますが、県指定・市指定の史跡については調査が不十分なものもあり、今後の保護活用に向けた調査と研究を目指します。

(2) 開発に伴う発掘調査の実施

市内には、500か所を超す埋蔵文化財包蔵地（古墳を含む）が所在しており、公共や民間の開発に際しては、文化財保護法に基づく届出・協議を行い、必要に応じて工事立会・発掘調査（記録保存）を実施します。

また、発掘調査成果に基づき当地域の歴史究明のための調査研究を行うとともに、過去の災害情報など遺跡から得られる様々な情報の公開・活用に努めます。

(3) かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進

壬生町から本市にかけては、今から約300年前にかんぴょうの生産が始まったと言われています。現在、干瓢生産の後継者不足や離農などから古い道具類が廃棄されています。これらの中にも貴重な資料が多く存在することから、体系的な資料の収集と調査を行います。



かんぴょう剥き機
 (左) 丸剥き手回し機 (右) 輪切り手回し機

(4) 古文書の調査収集の推進

文化財の中には人の手によって記録された史料があります。その多くは江戸時代以降のものとなりますが、明治・大正・昭和期の史料についても収集を行い、市の歴史として記録保存します。



収集した史料（宇賀持家文書）

(5) 文化財の調査研究報告書等の作成

主に埋蔵文化財包蔵地を対象とした発掘調査、史跡整備に伴う発掘調査の報告書の他、古文書等の資料に関する解説、かんぴょう道具を中心とした民俗文化財などに関する調査の取りまとめと普及・広報用のわかりやすい資料の作成を行います。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
調査研究成果の情報発信を通じたバーチャルミュージアム閲覧回数の増加	10,000 件	10,500 件

目指すべき 方 向 性 5

歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。

国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」を、市民が史跡に触れながら憩える場、観光や学校教育・生涯学習の資産として活用できるよう、史跡公園としての整備を進めています。

史跡下野薬師寺跡については、第3期整備を推進するとともに、寺の創建に関わる重要な遺跡である「落内遺跡」の追加指定を目指します。

また、本市に所在する県内最古級の古墳である「三王山南塚古墳群」や古墳時代後期の下毛野国の領域を表す「しもつけ古墳群」については、国史跡の指定を目指すとともに保存・活用についての検討を進めています。その他、民俗文化財等についても今後、保存活用を推進するため、指定等を目指した作業を進めています。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 国指定史跡の保存整備・活用の推進

国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」を、市民が史跡に触れながら憩える場、観光や学校教育・生涯学習の資産として活用できるよう、史跡公園としての整備を進めています。

また、下野薬師寺跡における史跡まつりや灯明の会の実施など、史跡を活用したイベントの開催に努めます。



下野薬師寺史跡まつり

(2) 文化財展示収蔵施設の活用・整備

令和3（2021）年度にリニューアルオープンする「しもつけ風土記の丘資料館」の活用を図るとともに、開館から20年が経過した「下野薬師寺歴史館」の展示内容の見直し等により、ウィズコロナ時代に向けた文化財展示収蔵施設の活用方策を検討します。

また、「東の飛鳥ブランド」によるミュージアムグッズの製作販売によって、市民に愛される資料館運営に努めます。



しもつけ風土記の丘資料館増築工事（東から）

(3) 下野薬師寺跡第3期整備の推進

下野薬師寺については、平成30年度に第2期整備事業が完了したことから、第3期保存整備事業を推進するとともに、ガイダンス施設である下野薬師寺歴史館の展示の見直しを図ります。また、下野薬師寺の前身の遺跡である落内遺跡の範囲確認調査を進め、下野薬師寺の一部として追加指定を目指します。



落内遺跡航空写真（西から）

(4) 市内重要遺跡（古墳等）の国史跡指定に向けた取組

本市に存在する三王山南塚古墳群は、県内最古級の古墳であり、当該地域の古墳時代のはじまりを解明するために非常に重要な遺跡であることから、国の史跡指定に向けた取り組みを推進します。

また、市内に所在する県指定の愛宕塚古墳、丸塚古墳をはじめとする、本市域に広がる古墳時代後期の古墳群である「しもつけ古墳群」は、下毛野国の支配領域を解明するうえで非常に重要な遺跡であることから、調査研究を進め、国の史跡指定に向けた取り組みを推進します。

(5) 民俗文化財の文化財指定に向けた取組

先人たちが日々の生活の中で残してきた道具類やその使い方、暮らしに伴う年中行事、祭事・祭礼などに関する記録の収集と調査を進めます。また、必要に応じて指定に向けた作業と検討を進め、保存・継承を図ります。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
しもつけ風土記の丘資料館と下野薬師寺歴史館の年間来館者数	25,790 人	32,500 人



下野国分寺跡



下野薬師寺跡

4 スポーツについての取組方針

【令和3年度～令和平成7年度】

スポーツ 市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

教育大綱における目指すべき方向性		教育振興計画における取組方針
1	すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力あるまちづくりを目指します。	(1) ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実
		(2) 子どもと障がいのある方のスポーツ活動の充実
		(3) 地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催
		(4) キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進
2	「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。	(1) 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援
		(2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援
		(3) スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
		(4) スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信
3	スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。	(1) 栃木国体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地などトップレベルのスポーツに触れる機会の創出
		(2) 競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進
4	スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設の適切な配置及び管理を図ります。	(1) スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実
		(2) 下野市体育施設等長寿命化計画に基づいたスポーツ施設の計画的な改修等と効率的な管理運営

〔5年間で目指すべき姿〕

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1	すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力あるまちづくりを目指します。
------------------	---

子どもから高齢者、障がいのある方などすべての市民が、生涯にわたってスポーツ活動に親しみ楽しむことができる場を提供することで、心身の健全な発達や健康の保持増進に寄与し、スポーツ活動を通して市民の連帯感を高め、活力あるまちづくりに貢献します。

令和2年に世界的な流行が確認された新型コロナウイルス感染症に対する感染対策を講じながら、引き続き取り組みを行っていきます。

〈目指すＳＤＧｓ〉



〔取組方針〕

(1) ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まり等により、スポーツに対する市民のニーズは多様化しています。様々なニーズは個人が置かれた状況や年代などでも大きく異なることから、子どもから高齢者・障がいのある方などすべての市民がスポーツに親しみ活動できる場の提供が求められます。

スポーツをする人の年齢、体力、目的などの違いや、それぞれのライフステージに対応した、多様なスポーツ活動が実現できる機会の創出に努めていきます。

また、これまで様々な理由でスポーツに親しむ機会がなかった人に対し、スポーツに取り組む機会の提供や、健康づくりを実現するために行われるスポーツ活動を支援します。

(2) 子どもと障がいのある方のスポーツ活動の充実

子どもたちの運動・スポーツ離れや体力の低下などが問題となっています。

また、部活動等に所属する児童生徒数の減少がチームの活動に支障となる等の問題も起きており、子どものスポーツに対するニーズの把握が課題となっています。

このような状況から、体育協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、子どもたちが参加できるスポーツ教室等を充実させることに取り組みます。

また、障がいのある方が身近で楽しく安全にスポーツに親しめる機会を創出するため、障がいのある方のスポーツ交流大会等を開催しており、障がいのある方の交流を図ってきました。今後は新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら障がいのある方と健常者との交流会など新たな取り組みを検討していきます。

(3) 地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催

近年、核家族化や単身世帯の家庭が増えている等、住民同士のつながりが弱くなる「地域コミュニティの希薄化」が進んでいます。住民同士のつながり、連帯感を醸成する一つの機会として、市民体育祭やスポーツフェスティバルなどのスポーツ大会を開催しています。これは、住民同士がスポーツで交流し、地域の連帯感が醸成されることで活力あるまちづくりにつながると考えてのことですが、自治会では選手や役員として参加する住民が少なくなるなど、体育祭に参加すること自体が困難な自治会も出てきています。

市民体育祭は、競技スポーツのように専門性が必要ないという部分で、市民の誰もが気軽に参加できるスポーツイベントとして開催しましたが、自治会の状況にあわせた開催方法を検討していきます。

また、市民の誰もがスポーツに取り組める、気軽に参加できるスポーツ大会や健康づくりなどのスポーツイベントを充実させるとともに、地域住民の交流を促進できるスポーツイベントを創出し、スポーツを通した地域コミュニティの醸成に努めています。



市民体育祭の様子

(4) キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進

インターネットの普及により、様々な情報を簡単に手にすることができますようになり、これまで一部で行われてきたニュースポーツが以前より広く知られるようになりました。市民のスポーツに対するニーズも多く情報に接することで多様化しています。市では、ニュースポーツのキンボールスポーツとティーボールを普及するため市民体育祭に関連した大会などを行ってきましたが、引き続き子どもから高齢者、また障がいのある方が、気軽に取り組めるスポーツとなるように普及促進を図ります。

また、健康志向の意識の高まりにより「スポーツを始めたい」というニーズがあり、気軽に始めることができるスポーツも求められており、取り組みやすい様々なスポーツを普及することも課題となっています。

このような状況から、これまで取り組んできたキンボールスポーツやティーボールに加えて、グラウンド・ゴルフ、ウォーキング等の運動負荷の少ないニュースポーツ教室や大会等を開催し、普及促進を図ります。



キンボールスポーツ

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2019)	目標値(2025)
障がい者スポーツ交流会参加者数	61 人	80 人

目指すべき 方向性 2	<p>「市民総スポーツ “ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。</p>
------------------------	--

「市民総スポーツ “ひとり1スポーツ”」の実現に向けて、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ団体等の支援・充実を図るとともに、スポーツ活動を支えるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を充実します。

〈目指すSDGs〉



〔取組方針〕

(1) 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援

体育協会は、市民のスポーツ活動の場となる各種スポーツ大会等を開催し、競技スポーツを中心としたスポーツ全般の推進役となっています。また、スポーツ少年団はスポーツを通して青少年の健全育成を目的に活動を行っています。市民のスポーツ活動の場を安定的に提供するために両団体の安定した運営が必要となります。

また市民がスポーツクラブに加入する受け皿としての役割もあります。従来のスポーツだけでなく、スポーツニーズの多様化からニュースポーツなどの団体が組織されるように取り組むことが必要です。

このような状況から、体育協会やスポーツ少年団などの市民に身近なスポーツ活動や健康づくりの活動を行う両団体に対して継続的な支援を行っていきます。

(2) 総合型地域スポーツクラブの活動支援

本市では、3つの総合型地域スポーツクラブが活動しています。総合型地域スポーツクラブは競技スポーツを推進する体育協会やスポーツ少年団とは違い、「生涯スポーツ」の推進役としての役割があり、各地域に密着した活動を行っています。

会員数は増加傾向にありますが、クラブの運営では市民のニーズを的確にとらえることの難しさから、スポーツ教室の運営に苦慮することもあり、情報発信だけでなく情報収集を行うことが大切です。

市民のニーズに関する情報や、運営上有意義な情報交換をクラブ間で行う運営調整会議の取り組みをはじめ、様々な面で総合型地域スポーツクラブの活動を支援しています。

(3) スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成

スポーツへの関心が高まる中、市民のスポーツ指導者に対する要望は高く、市民のニーズに応えられる指導者の資質向上が課題となっています。

また、スポーツボランティアについては登録者数が少なく、ボランティアの育成が課題となっています。

スポーツ指導者に関する現在の取り組みとしては、スポーツ推進委員や少年スポーツ指導者に対し講習会・研修会を実施しています。その内容については、競技の専門的な指導方法から障がい者スポーツに関するもの、指導に関する基本的な内容など多岐にわたります。

今後も新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、これらの研修等を継続し市民に「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導を行い、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えることができる指導者を育成することに取り組んでいきます。

また、スポーツボランティアの育成については、2022年に栃木県で開催される国体に向けて、市外より来場される多くの国体関係者やお客様を迎えることができるよう育成に取り組んでいきます。

(4) スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信

市民の今後の運動・スポーツ情報に期待するものとして、「健康づくりや日常的な運動」、「スポーツ施設の設備内容・利用方法・予約状況」、「スポーツ大会・イベントの開催案内・結果」など多様な情報が求められており、これまで以上に情報の発信が重要な課題となっています。

市民が求めている情報や、興味・関心を持つ情報を収集するとともに、多様な媒体を利用した多角的な情報の提供・発信を行います。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
市体育協会・スポーツ少年団加盟団体数	165 団体	170 団体

目指すべき 方 向 性 3	スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。
------------------	------------------------------

市民のスポーツ意識の高揚を図るため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地と国民体育大会の誘致を行い会場となることが決定しています。今後も全国大会等の誘致を推進し、トップレベルの選手が行うスポーツに身近にふれる機会を創出します。

また、競技スポーツの技術力の向上や指導者育成のための講習会等の充実を図るなど、競技スポーツを側面から支援します。

〔取組方針〕

(1) 栃木国体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会キャンプ地などトップレベルのスポーツに触れる機会の創出

令和元年度に、本市のスポーツ活動拠点として本格的な陸上競技場を備えた大松山運動公園が完成しました。陸上競技場の施設としては、全天候型舗装の400mトラックや、天然芝のフィールドなどが整備され、日本陸上競技連盟から第4種の認定を受けています。令和3(2021)年度に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会ではキプロス共和国の事前キャンプ地となることが決定しています。

また、天然芝のフィールドでは、プロサッカーチームの試合や練習にも対応ができ、2022年開催の栃木国体でも競技会場として使用されることが正式に決定しています。大松山運動公園が整備されたことで、本格的な陸上競技やサッカーなどの大会が開催できる環境が整い、スポーツを「観る」機会の創出に大きく貢献しています。

「市民総スポーツひとり1スポーツ」の実現に向けてスポーツを「観る」機会を増やすために、市民のニーズにあったスポーツ大会・イベントの誘致をすることを課題として、引き続きスポーツに対する関心を高め、スポーツを通した交流、競技力の向上を図るため、トップレベルのスポーツにふれる機会の創出に取り組んでいきます。

(2) 競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進

競技スポーツにおける選手たちの活躍は、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ活動に取り組むきっかけにもなることから、これまで以上に競技スポーツ選手への支援が課題となっています。

このようなことから、競技スポーツのレベルアップのため、講習会等の開催のほか、全国大会等への出場者に対する激励金の交付等を推進します。

〔推進指標〕

推進指標	基準値(2019)	目標値(2025)
市激励会支出件数	77件	90件

目指すべき 方 向 性 4	スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、施設の適切な配置及び管理を図ります。
------------------	--

体育施設の効果的な管理運営等を促進し、市民が集い、多種目のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる環境整備を図ります。

なお、施設のサービス向上及び効率的な運営を図るため、民間活力の導入を検討します。

〈目指すＳＤＧｓ〉



[取組方針]

(1) スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実

平成28年度から本市のスポーツ活動拠点とするべく拡張整備工事を行ってきた大松山運動公園が令和元年度に完成しました。公園内には本格的な陸上競技場が整備され、天然芝のフィールドでは栃木SCなどのプロスポーツチームの試合から高校サッカーの大会や、陸上競技では中学生の県新人大会や小学生の記録会など、これまで市内では開催できなかったスポーツ大会が開催できるようになり、活動拠点としての機能を果たしています。

また、運動公園内には、陸上競技場の他にも幼児から高齢の方まで楽しむことができる広場や、野球やサッカーなど多目的に活用できるグラウンドが整備されており、競技スポーツだけでなく様々なスポーツニーズに対応できる機能が整備されました。

この公園を活用し、多くの市民がスポーツに親しみを持って気軽に参加できる大会や教室などを開催し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図っていきます。



大松山運動公園



こもれび広場の遊具

(2) 下野市体育施設等長寿命化計画に基づいたスポーツ施設の計画的な改修等と効率的な管理運営

本市のスポーツ施設は、設置後30年以上経過した施設が多く、全体的に老朽化が進んでおり、施設の質や機能の向上が重要な課題となっています。これまで施設の安全性や市民のニーズを考慮し、バリアフリーも含めた耐震補強・改修等を行い、体育館などで施設の長寿命化を進めてきました。

今後はグラウンド等の体育館等以外の施設の計画的な改修や、利用目的が重複する施設の在り方について検討を行い、施設の集約なども含め維持管理や改修などにかかるコストを考慮した計画的で効率的な運営に取り組んでいきます。

特に大松山運動公園陸上競技場のような専門的な管理運営が求められる施設での民間活力の導入について引き続き検討していきます。

また、施設の利用状況においては、市内の個人、スポーツ団体だけでなく、近隣の市町や隣県などからの利用があり、時間帯による差はありますが体育施設だけでは利用が困難な状況にあることから、学校にある体育館やグラウンドを学校の就業時間外に貸出しを行い、多くの利用者に利用していただいている。令和2年には、新型コロナウィルス感染症の影響から一時的に利用の制限を行うなどの状況がありましたが、学校の安全に十分に注意し学校施設の有効活用に今後も取り組んでいきます。

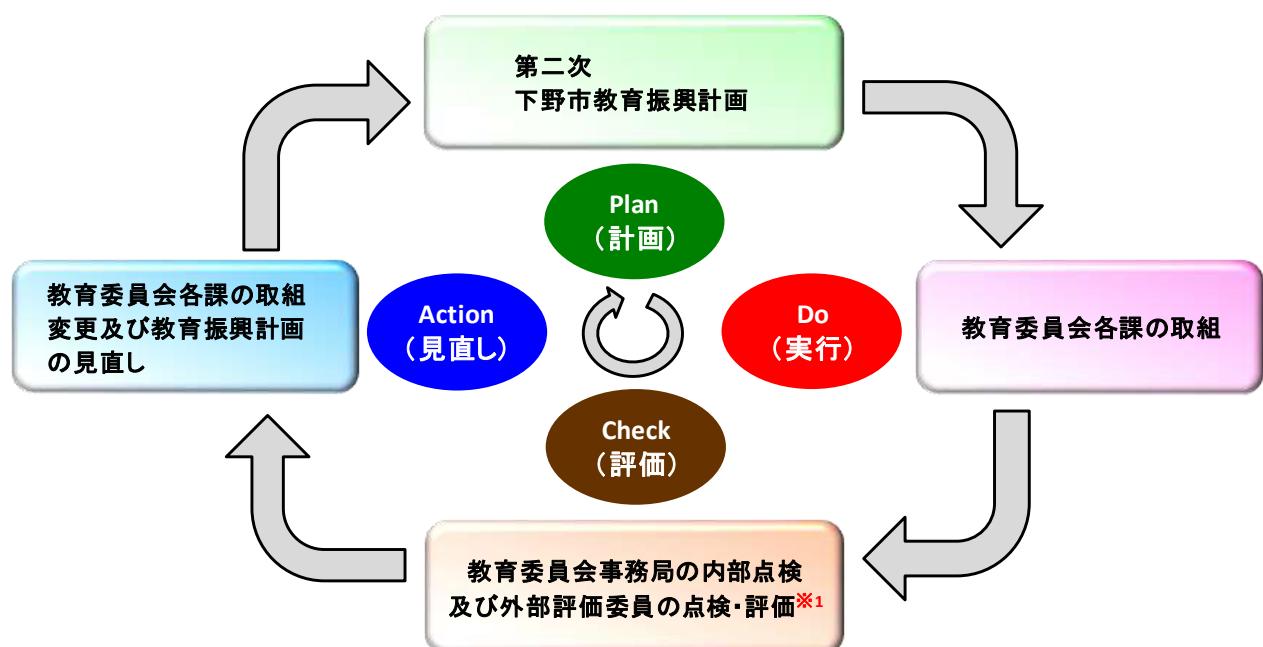
〔推進指標〕

推進指標	基準値(2020)	目標値(2025)
市スポーツ施設の年間利用者数（延べ人数）	83.3万人	85.0万人

VI. 教育振興計画の進行管理

本計画の進行管理にあっては、本計画に掲げた取組について、P D C A サイクルによる計画をたて (Plan)、それを実行 (Do) し、実行された結果を評価 (Check) した上で、改善や見直し (Action) を行うというマネジメントサイクルを踏まえ、計画の実施状況について点検・把握し、見直しながらより効率的で実効性のある計画となるよう努めます。

なお、教育委員会における点検・評価については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条及び「下野市教育委員会点検評価に関する条例」の規定に基づき、教育委員会事務局による内部評価と有識者等からなる外部評価委員によって毎年実施しています。



※1 外部評価委員による点検・評価の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和3年3月 下野市教育振興計画

お問い合わせ先

発行者 栃木県下野市教育委員会

編 集 教育総務課教育総務グループ

〒329-0492 栃木県下野市笛原26番地

電話：(0285) 32-8917／FAX：(0285) 32-8610

E-mail : kyouikusoumu@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.shimotsuke.lg.jp>

